

戸田市野球連盟規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本連盟は戸田市野球連盟と称する。

第2条 本連盟の事務所は会長の指定するところに置く。

(加盟)

第3条

1. 本連盟は、戸田市スポーツ協会に加入するものとする。
2. 本連盟は、埼玉県野球連盟に加入するものとする。
3. 本連盟は、埼玉県野球連盟南部連合会に加入するものとする。

第2章 目的及び事業

第4条 本連盟はアマチュア・スポーツとして正しい野球を市民全般に普及し、その健全な発展を計るとともに会員相互の健康増進と親睦を計ることをもって目的とする。

第5条 本連盟は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 市内における軟式野球大会の主催及び後援
2. 埼玉県野球連盟主催の野球大会参加
3. 埼玉県野球連盟南部連合会主催の野球大会参加
4. 軟式野球の技術向上に関する指導研究
5. その他、本連盟の目的達成に必要な事項

第3章 会 員

第6条 本連盟の会員は、年度毎に登録された一般チーム、学童チーム、個人会員(チーム構成員)、役員及び、審判員とする。

一般チームについては、次のいずれかに該当しなければならない。

1. 職域チーム 官公庁、会社、商店、工場など同一企業に勤務する者によって編成するチーム。
2. クラブチーム 埼玉県及び関東区域(東京都、千葉県、茨城県、群馬県、山梨県、栃木県)に居住または勤務する者によって構成するチーム。
3. 学生チーム 専修学校生、各種学校生及び大学生、高校生は同一学校または個人で一般チームに登録することができる。
但し、学校単位で編成する場合は、学校名は使用せずクラブ名とする。
4. 学童チーム 戸田市在住及び在学によって編成する小学生チーム。
但しスポーツ少年団との二重登録は認められる。

第4章 組 織

第7条 連盟は、第6条の会員をもって組織する。

(編成)

第8条 会員としてのチームの個人会員(チーム構成員)は、監督及び主将を含め25名以内の競技者によって編成しなければならない。

大会でベンチに入れる人員は、上記以外にチーム代表者、マネージャー、スコアラー、トレーナー(有資格者)の個人会員登録者各1名とする。

(加盟)

第9条 チームは、年度毎に戸田市野球連盟選手登録名簿を本連盟が定める期日までに提出しなければならない、

2. チームは、前項の規定により本連盟に加盟した後に、競技者の変更または新規追加登録をしようとするときは、本連盟の定める期日までに申し出なければならない。尚、登録された競技者は、当該大会中の他チームへの登録は出来ない。
3. チームと個人会員(チーム構成員)は、全日本軟式野球連盟野球競技者登録システム「野球ネット」への登録を必須条件とする。

(資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号の一つに該当したときは、その資格を失う。

1. 第6条に該当しなくなったとき。
2. 自ら脱退の意思を表明したとき。
3. 除名の処分がとられたとき。
4. 登録費または会費を未納のとき。
5. 一年間欠場したとき。

第5章 役 員

第11条 本連盟に次の役員を置く。

1. 名誉会長 戸田市長(委嘱)
2. 会 長 1 名
3. 副会長 若干名
4. 理事長 1 名
5. 副理事長 若干名 (審判部長及び会計が兼任とする。)
6. 理 事 若干名
7. 事務局長 1 名
8. 会 計 1 名
9. 審判部長 1 名
10. 監 査 2 名

第12条 会長、副会長及び監査は、理事会で推挙する。

2. 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
4. 監査は、会計を監査する。

第13条 理事は、理事会が推薦し、会長が委嘱する。会長が必要と認めたときは、理事会の承認を得て、会長が指名して委嘱できる。

2. 理事を辞任または変更などする場合は、理事会の承認を得なければならない。

第14条 理事長、副理事長は、理事の中から互選により選出する。

2. 理事長は、理事会を代表し会務を執行する。
3. 理事長は、会長、副会長を補佐し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代行する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

第15条 理事長は、理事の中から事務局長、会計、審判部長を推挙し、理事会で承認を受け、会長が委嘱する。

2. 事務局長は、本連盟の事務を執行する。
3. 会計は、会計事務を執行する。副理事長兼任とする。
4. 審判部長は審判部を統括する。副理事長兼任とする。
5. 審判部長は、審判副部長を若干名指名する。

第16条 本連盟に名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

2. 名誉会長は、戸田市長に会長が委嘱の依頼をする。
顧問及び相談役は、本連盟の役員に永年在任し、退任した者を理事会の推薦により会長が委嘱する。

第17条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げないが、満80歳までとする。

役員の年齢基準日は、役員改選を行う定時総会開催年の2月1日とする。

但し、監査役員は任期年齢満80歳の適応を、除外する。

2. 補欠による役員の任期は前任者の在任期間とする。役員の任期が満了しても、後任者就任するまでは、その職務を行うものとする。
3. 埼玉県野球連盟の役員に就任する者は、埼玉県野球連盟の役員の年齢に関する細則に基づき、満75歳未満の年齢任期とする。

第6章 会議

第18条 本連盟の会議は、総会、役員会及び理事会とする。

2. 会議は出席者の過半数をもって議決する。

第19条 総会は会長が招集してその議長となり、次の各項に掲げる事項を審議のうえ決定する。

1. 事業報告及び決算報告
2. 予算及び事業計画
3. その他、重要事項

第20条 役員会は会長が招集してその議長となり、本連盟の重要事項を決議する。

1. 事業計画及び予算案の作成審議
2. 役員人事
3. 県大会派遣チーム審議
4. その他、重要事項

第21条 理事会は、必要に応じて理事長が招集して議長となり、次の各項に掲げる事項を審議のうえ決定する。

1. 規約の改廃
2. 役員の推挙、推薦などの選任及び改選
3. その他、必要事項

第7章 会 計

第22条 本連盟の経費は、登録費、大会参加費、新規加入費、補助金、寄付金、その他の収入で充てる。尚、登録費、大会参加費、新規加入費などの金額は、細則にて定める。

第23条 本連盟に、次の各号に掲げる帳簿などを常置する。

1. 金銭出納簿
2. 役員名簿
3. 審判員名簿
4. 会員名簿

第24条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第8章 規 律

第24条 会員たるチーム及び構成員は、本連盟以外に加入することができない。

第25条 会員たるチーム及び構成員は、本規約及び関係規定に違反することはできない。

第26条 会員たるチーム及び構成員が、前2条に違反したときは、役員会において除名、あるいは大会への出場停止、その他の処分をすることができる。

第9章

第27条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会が定める。

付則

1. この規約は、昭和38年8月5日から施行する。

- | | |
|----------------|-----------------|
| 2. 昭和43年3月1日改定 | 7. 平成31年3月31日改定 |
| 3. 昭和44年3月1日改定 | 8. 令和3年2月21日改定 |
| 4. 昭和51年3月1日改定 | 9. 令和5年2月5日改定 |
| 5. 平成17年4月1日改定 | 10. 令和7年2月2日改定 |
| 6. 平成27年2月1日改定 | |